

社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義及び適用対象に関する規定	一
2	強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定	二
3	保険期間の通算及び給付の額の計算に関する規定	二
4	その他	二
三	協定の実施のための国内措置	三

一 概説

1 協定の成立経緯

(1) 我が国とブラジル連邦共和国との間では、相手国に一時的に派遣される被用者等について両国の年金制度への強制加入に関する法令が二重に適用される問題及び短期間の派遣では就労地国の年金を受給する権利を取得するために必要な期間の要件を満たせないことから保険料が掛け捨てとなる問題が生じている。これらの問題が両国の企業及び国民にとって大きな負担となっていることを踏まえ、両国の関係を更に増進する観点から、これらの問題の解決を図るべく、ブラジル政府との間で、平成二十二年（二十二年）一月に政府間交渉を開始した。その結果、協定案文について最終的な合意に達したので、同年七月二十九日に東京において、日本側岡田外務大臣とブラジル側ガバス社会保障大臣との間でこの協定の署名が行われた。

(2) 我が国は、この種の協定を、ドイツ、英国、韓国、米国、フランス、ベルギー、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、イタリア、アイルランド及びスイスとの間で締結し、又は署名している。

2 協定締結の意義

(1) この協定は、年金制度への強制加入に関する法令の適用について両国間で調整を行い、両国の関係法令が同時に適用されることを回避することにより、相手国に派遣された被用者等についての保険料の二重負担の問題を解決すること及び年金を受給する権利を取得するために必要とされる期間の計算に際して、相手国の制度に加入していた期間を自国の制度に加入していた期間と通算することができるようにすることを主たる目的とする。

(2) この協定の締結により、二重加入の問題及び保険料掛け捨ての問題が解決することを通じ、両国間の人的交流が円滑化し、ひいては経済交流を含む両国間の関係が一層緊密化することが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その主要な内容は、次のとおりである。

1 定義及び適用対象に関する規定

(1) 「国民」、「法令」、「権限のある当局」、「実施機関」、「保険期間」、「給付」等の用語を定義する（第一条）。

(2) この協定は、日本国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用し、また、ブラジルについては、一般社会保障制度が定める老齢給付、障害給付及び遺族給付並びに軍人及び文民公務員の社会保障制度が定める老齢給付、障害給付及び遺族給付について適用する（第二条）。

2 強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定

(1) 原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する（第六条）。

(2) ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が五年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する（第七条）。

(3) 船舶において就労する者、公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める（第八条及び第九条）。

(4) 一定の要件が満たされる場合には、(1)から(3)までの規定の例外を認めることができる（第十条）。

3 保険期間の通算及び給付の額の計算に関する規定

(1) 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、ブラジルの法令による保険期間を考慮すること、給付の額の計算の方法等を定める（第十三条から第十五条まで）。

(2) ブラジルの実施機関は、ブラジルの法令に従って累積した保険期間が十分でないことを理由として、当該法令による給付を受ける資格を有しない者について、当該者の資格を決定するため、日本国の法令による保険期間も考慮すること、給付の額の計算の方法等を定める（第十七条）。

4 その他

両国の国民の待遇の平等（第四条）、給付に関する両国の領域の同等の取扱い及び給付の支払における通貨（第五条）、協定の実施のために必要な協力（第十八条）、文書の提出に係る行政上の手数料等の減免及び認証等の免除（第十九条）、両国間の連絡及び使用言語（第二十条）、個人情報情報の伝達及び秘密性（第二十一条）、相手国の法令に基づく申請等の受理（第二十二条）、協定の解釈等に関する意見の相違の解決（第二十三条）、合同委員会の設置（第二十四条）、協定の効力発生に当たつての経過措置（第二十六条）、協定の効力発生手続（第二十七条）並びに協定の終了手続及び協定の下で取得された給付に関する権利の維持（第二十八

条)について定める。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。